

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第25期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

【会社名】 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント

【英訳名】 JAC Recruitment Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長・CEO 田崎 ひろみ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
神保町三井ビルディング14階

【電話番号】 03 - 5259 - 6926

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長・CFO兼管理本部長 服部 啓男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
神保町三井ビルディング14階

【電話番号】 03 - 5259 - 6926

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長・CFO兼管理本部長 服部 啓男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第24期 第1四半期 累計(会計)期間	第25期 第1四半期 累計(会計)期間	第24期
会計期間		自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日
売上高	(百万円)	936	1,192	4,275
経常利益	(百万円)	26	200	530
四半期(当期)純利益	(百万円)	25	136	459
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	619	619	619
発行済株式総数	(株)	688,200	688,200	688,200
純資産額	(百万円)	1,294	1,804	1,732
総資産額	(百万円)	1,676	2,326	2,310
1株当たり純資産額	(円)	1,985.94	2,754.77	2,646.48
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	39.49	207.93	703.96
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	39.44	207.18	701.42
1株当たり配当額	(円)	-	-	100.00
自己資本比率	(%)	77.2	77.5	75.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	72	69	762
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2	17	46
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	0	60	54
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	698	1,426	1,400
従業員数	(人)	372	368	367

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	368 (35)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、当第1四半期会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社は、人材紹介事業及び人材派遣事業を行っているため、該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当社は、人材紹介事業及び人材派遣事業を行っているため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称	売上高	前年同期比（％）
東京本社	674	-
横浜支店	80	-
名古屋支店	94	-
大阪支店	253	-
京都支店	44	-
神戸支店	45	-
合計	1,192	-

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

なお、事業別・業界部門別に示すと、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

事業別・業界部門別	平成22年12月期 第1四半期会計期間	平成23年12月期 第1四半期会計期間	前年同期比（％）
1. 人材紹介事業			
電気・機械・化学業界	246	402	163.2
消費財・サービス業界	233	295	126.8
メディカル・医療業界	170	171	100.5
金融業界	110	136	123.0
IT・通信業界	86	130	150.5
その他	6	8	124.9
人材紹介事業 計	855	1,146	133.9
2. 人材派遣事業			
人材派遣事業 計	80	46	57.9
合計	936	1,192	127.4

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価

証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は当社の四半期財務諸表に基づいて分析した内容であります。なお、本項における将来に関する事項については、四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、有効求人倍率の上昇など景気回復に向けた動きもみられる中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の後には先行きに不透明感があり、企業の中途採用も一時的に中断があったものの現在はほぼ地震前の状況に戻りつつあります。しかしながら、地震に伴う原発事故の影響に関しては、今後も特に外資系企業の動向に注意を払っていく必要があり、楽観視のできない状況にあります。

一方、同期間における当社人材紹介事業は、昨年度からの体制変更によるコンサルタント制を重要視した事業体系の効果により、業績の回復基調を維持することができました。

Productivity Profitability Professional International

上記の「PPP&I」を引き続き今年度の経営の基本方針に据え、「生産性の向上」「利益の絶対額と利益率の向上」「コンサルタント育成」「海外事業、外資企業、国際人材分野の強化」に注力しております。さらに今年度から、求人案件の年収ゾーンに応じて組織を担当分けしております。「高価格ゾーン」「中価格ゾーン」「低価格ゾーン」の3形態に再編し、選択と集中を明確にしました。これは特に高価格帯と中価格帯の成約比率を高めることを目標としており、JACの特長であるインターナショナル領域のさらなる強化も同時に進めております。このような取り組みにより、同期間の当事業の単月売上高は、全ての月で前年比増収となりました。

人材派遣事業はかねてからの計画どおりに営業活動を停止する方向で、具体的には一般派遣は5月末に、紹介予定派遣は8月末までに順次終了する日程で進めております。

経費につきましては、今後の経済動向が不確定であることから、計画的増員や増収につながる部門の強化等以外は必要最小限の水準を維持しております。

この結果、当第1四半期会計期間における売上高は1,192百万円（前年同期比27.4%増）となりました。セグメント別売上高は、東京本社が674百万円となっており、次いで大阪支店が253百万円、名古屋支店が94百万円、横浜支店が80百万円と続いております。事業別売上高は、人材紹介事業が1,146百万円（同33.9%増）、人材派遣事業が46百万円（同42.1%減）となっております。

利益面では、営業利益は198百万円（前年同期比709.6%増）、経常利益は200百万円（同647.1%増）、四半期純利益は136百万円（同429.0%増）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物の期間末残高は、前事業年度末に比べ26百万円増加の1,426百万円となりました。当第1四半期会計期間に係る各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、69百万円の収入(前年同期は72百万円の収入)となりました。主な要因といたしましては、税引前四半期純利益の150百万円、賞与引当金の増加額65百万円、法人税等の支払額51百万円、及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額49百万円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、17百万円の収入(前年同期は2百万円の支出)となりました。主な要因といたしましては、横浜オフィス縮小による敷金・保証金の回収20百万円、有形固定資産取得による支出2百万円によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、60百万円の支出(前年同期は0百万円の支出)となりました。主な要因といたしましては、配当金の支払額による支出62百万円、自己株式処分による収入1百万円によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見直し

当第1四半期会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

## (6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

### 流動性と資金の源泉

当社の所要資金は大きく分けると、経常運転資金と設備投資資金となっております。これらについては、自己資金による調達を基本としております。

### 資産、負債及び純資産

当第1四半期会計期間末における総資産は、敷金及び保証金75百万円減少、売掛金46百万円増加、現金及び預金26百万円増加により、前事業年度末に比べて16百万円増加の2,326百万円となりました。負債合計につきましては、賞与引当金65百万円増加、未払法人税等43百万円減少、未払金36百万円減少により、前事業年度末に比べて55百万円減少の522百万円となりました。純資産につきましては、四半期純利益136百万円による利益剰余金の増加70百万円により、前事業年度末に比べて71百万円増加の1,804百万円となり、自己資本比率は77.5%となりました。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000
計	2,400,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	688,200	688,200	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)1、2
計	688,200	688,200	-	-

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は10株であります。
2. 提出日現在発行数の欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの、新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年12月9日の臨時株主総会決議により平成16年12月24日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,270(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,270(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成26年12月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行} \times \text{調整前} + \text{新規発行又は} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

4. 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記3.の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

6. 従業員3名700株分の権利が喪失している。また取締役及び従業員計18名が26,140株、監査役2名が2,000株の権利行使をしている。

(平成18年3月29日の第19期定時株主総会決議により平成18年6月2日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	10,400(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,400(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000(注)2
新株予約権の行使期間	自平成20年5月17日 至平成28年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

4. 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記3.の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

6. 従業員21名10,800株分の権利が喪失している。また従業員1名が300株、監査役1名が500株の権利行使をしている。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	688,200	-	619	-	594

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 33,660	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 654,500	65,450	(注)1
単元未満株式	普通株式 40	-	(注)2
発行済株式総数	688,200	-	-
総株主の議決権	-	65,450	-

- (注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。  
2. 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式3株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジェイエイシー リクルートメント	東京都千代田区神田 神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディ ング14階	33,660	-	33,660	4.89
計	-	33,660	-	33,660	4.89

- (注) 当第1四半期会計期間末の自己株式は33,260株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は4.83%であります。

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	3,450	7,510	5,600
最低(円)	3,010	3,315	2,450

- (注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,476	1,450
売掛金	285	238
貯蔵品	0	0
前払費用	73	46
その他	2	9
貸倒引当金	3	2
流動資産合計	1,834	1,742
固定資産		
有形固定資産		
建物	156	155
減価償却累計額	74	71
建物(純額)	82	84
車両運搬具	11	11
減価償却累計額	9	9
車両運搬具(純額)	1	1
工具、器具及び備品	243	243
減価償却累計額	201	197
工具、器具及び備品(純額)	42	46
リース資産	11	-
減価償却累計額	0	-
リース資産(純額)	10	-
建設仮勘定	-	0
有形固定資産合計	136	132
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウェア	81	84
その他	2	4
無形固定資産合計	84	89
投資その他の資産		
出資金	0	0
敷金及び保証金	271	346
長期未収入金	9	9
貸倒引当金	9	9
投資その他の資産合計	271	346
固定資産合計	492	568
資産合計	2,326	2,310

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	150	150
未払金	94	130
未払費用	47	53
未払法人税等	18	62
リース債務	2	-
未払消費税等	43	60
前受金	1	2
預り金	22	51
賞与引当金	118	52
解約調整引当金	15	14
その他	0	1
流動負債合計	512	578
固定負債		
リース債務	9	-
固定負債合計	9	-
負債合計	522	578
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	619	619
資本剰余金	594	594
利益剰余金	677	606
自己株式	87	88
株主資本合計	1,804	1,732
純資産合計	1,804	1,732
負債純資産合計	2,326	2,310

(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>売上高</b>		
紹介事業収入	855	1,146
派遣事業収入	80	46
売上高合計	936	1,192
<b>売上原価</b>		
紹介事業原価	5	14
派遣事業原価	58	32
売上原価合計	63	46
<b>売上総利益</b>	872	1,146
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	16	32
給料及び手当	420	435
法定福利費	64	65
退職給付費用	6	13
賞与引当金繰入額	39	65
貸倒引当金繰入額	0	0
地代家賃	111	98
減価償却費	20	21
広告宣伝費	57	71
その他	111	141
販売費及び一般管理費合計	848	947
<b>営業利益</b>	24	198
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	0
物品売却益	0	0
還付加算金	1	-
設備賃貸料	0	0
助成金収入	-	0
未払配当金除斥益	-	0
その他	0	0
営業外収益合計	2	2
<b>営業外費用</b>		
支払利息	0	0
為替差損	0	0
その他	0	-
営業外費用合計	0	0
<b>経常利益</b>	26	200
<b>特別利益</b>		
貸倒引当金戻入額	1	-
特別利益合計	1	-

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	-	0
リース解約損	0	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	49
特別損失合計	0	50
税引前四半期純利益	28	150
法人税、住民税及び事業税	2	14
法人税等合計	2	14
四半期純利益	25	136

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	28	150
減価償却費	20	21
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	49
貸倒引当金の増減額（は減少）	1	0
賞与引当金の増減額（は減少）	39	65
解約調整引当金の増減額（は減少）	1	1
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	0	0
固定資産除却損	-	0
売上債権の増減額（は増加）	30	46
未払金の増減額（は減少）	69	40
未払費用の増減額（は減少）	0	6
未払消費税等の増減額（は減少）	119	16
その他	25	58
小計	82	121
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	9	51
営業活動によるキャッシュ・フロー	72	69
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	-	2
無形固定資産の取得による支出	0	0
その他投資の取得による支出	13	0
その他投資の回収による収入	10	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	2	17
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	0	62
自己株式の処分による収入	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	60
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	69	26
現金及び現金同等物の期首残高	629	1,400
現金及び現金同等物の四半期末残高	698	1,426

## 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益は5百万円減少し、税引前四半期純利益は55百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「敷金及び保証金」が49百万円減少しております。

## 【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期損益計算書関係)	前第1四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第1四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「未払配当金除斥益」は0百万円であります。

## 【注記事項】

## (四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
紹介事業収入は、解約調整引当金繰入額11百万円及び解約調整引当金戻入額0百万円の調整後の金額であります。	紹介事業収入は、解約調整引当金繰入額15百万円及び解約調整引当金戻入額5百万円の調整後の金額であります。

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 698	現金及び預金勘定 1,476
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 50
現金及び現金同等物 698	現金及び現金同等物 1,426

## (株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 688,200株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 33,263株

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	65	100	平成22年12月31日	平成23年3月24日

- (2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の  
末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、人材紹介、紹介予定派遣などの人材関連事業を行っており、全国に6拠点のオフィスを開設しサービスの提供を行っております。全国の求人案件に柔軟に対応できるよう経営資源の配分を拠点ごとに行っていることから、報告セグメントを拠点別で表示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計
	東京本社	横浜支店	名古屋支店	大阪支店	京都支店	神戸支店	
売上高							
外部顧客への売上高	674	80	94	253	44	45	1,192
セグメント間の内部売上高 又は振替高							
計	674	80	94	253	44	45	1,192
セグメント利益	82	20	16	8	8	14	150

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の税引前四半期純利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,754.77円	1株当たり純資産額	2,646.48円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	39.49円	1株当たり四半期純利益金額	207.93円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	39.44円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	207.18円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期純利益(百万円)	25	136
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	25	136
期中平均株式数(株)	651,737	654,718
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	755	2,357
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変更があったものの概要	-	-

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月11日

株式会社ジェイエイシーリクルートメント  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎 一彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第24期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月9日

株式会社ジェイエイシーリクルートメント  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎 一彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川 純夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第25期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。